

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律に係る省令案
に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成23年8月9日(火)～平成23年9月8日(木)

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出件数

2件(個人)

(2) 意見数

4件

1. 法第4条第2項第3号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令案

意見の概要	意見に対する考え方
<p>各地で行われる自然保護、保全活動は、有志が集まり「を守る会」、「研究会」といった任意団体が活動しており、の文末の「個人」を、「個人および団体」とし、任意団体を含めるようにすべき。</p>	<p>の「法人」は、「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」を含み、任意団体もこれに含まれているため、原案のままとします。</p>
<p>国内では金銭目的の希少動物の捕獲・売買が行われており、このような行為を行う者あるいはそれらと利益共有の関係にある者の参加を許すべきでない。生物多様性の保全を行うNPO等を参加させることには意義があるが、団体や個人の選出には、公平さと、透明性を持たせるべき。</p>	<p>地域連携保全活動は、地域の特性に応じ、多様な主体が連携して行う生物多様性の保全するための活動であって、生物多様性の保全の趣旨に反する活動は今回の法律の対象とはなりません。 なお、地域連携保全活動計画は、地域連携保全活動基本方針に基づいて作成することとされており、第3章地域連携保全活動計画の作成に当たっての基本的な考え方において、計画作成の透明性の確保について記述しているところです。</p>

2. 法第4条第6項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令案

意見なし

3. 法第4条第7項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令案

意見なし

4. 法第15条第3項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令

意見の概要	意見に対する考え方
<p>地方はいまだ開発優先であり、地方環境事務所において生物多様性保全への配慮がない判断がなされることが危惧されるため、利益とは無縁なNPOや第三者機関に同等以上の権限を与え、介入させたくうえで、地方に判断を委任させるべき。</p>	<p>今回の法律に基づく協議を受けた際には、自然公園法等の各法令等で定められている許可基準等に即して当該活動に係る行為による支障の有無を判断します。</p>

パブリックコメント対象外の意見: 1件